

起業家・企業が知っておくべき人材採用の留意点 ～ 内定と試用期間の法的意味と労務管理～

人材を採用することは、業績の向上や企業の成長などの観点から、開業直後から大企業まで一般的なことです。人材採用において、知っておくべき「内定」や「試用期間」の法的な意味を弁護士が解説いたします。また、内定期間中や試用期間において、どのような労務管理をすべきかを社会保険労務士が解説いたします。

参加
無料

日 時 平成29年1月27日(金) 13:15～15:45 (13:00開場)
*15:50～17:00 各種無料診断会

会 場 アシ☆スタ交流サロン 仙台市情報・産業プラザ内
仙台市青葉区中央1-3-1 AER7階

定 員 40名 (経営者、人事・労務担当、働いている方など どなたでも受講可能です。)

お申込み方法 セミナーのお申し込みは電話・FAX・Eメール、HPにて承ります。裏面のお問い合わせ先に、
①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。
※FAXでお申込みの際は、裏面のFAX申し込み書をご利用ください。



試用期間でも雇用契約書は必要?

内定って法的にはどのような意味を持っているの?

面接で親の仕事を聞いてはダメなの?

採用するとき、法的にはどんなことに気をつけたら良いの?

内定通知書は必要?

試用期間はどれくらいの期間まで認められるの?



当セミナーは人事・労務担当者が知っておきたい労働関係法令等について解説いたします!

開催
プ
ロ
グ
ラ
ム

セミナー1 13:15～14:00 紛争予防のための採用に関わる基礎知識

[講師] 浅倉 稔雅 弁護士

セミナー2 14:05～14:50 採用・内定と試用期間における労務管理実務

[講師] 大江 広満 特定社会保険労務士

グループ
コンサルテイング 14:55～15:45 2～3名の小グループに弁護士・社労士が1名入り、フォロー解説等によりセミナーの理解を深めます

15:50～17:00 雇用契約書・就業規則・36協定届 無料診断会

雇用契約書・就業規則の整合性・適正性・36協定届について、弁護士・社会保険労務士が無料で診断し、必要に応じ助言いたします。ご参加ご希望の方は①御社の業務概要がわかる書類②雇用契約書・就業規則・36協定届をご持参ください。また、雇用・労務に関する相談も併せてお受けいただけます。

*当日、お時間の取れない方については、個別相談予約(来所・訪問)を承ります。申し込み用紙に希望日時をご記入のうえ、受付にお渡しください。当セミナーのテーマに限らず、雇用・労務に関すること全般について相談可能です。

主 催 仙台市雇用労働相談センター、仙台市

共 催 (公財)仙台市産業振興事業団

後 援 せんだい創業支援ネットワーク

構成団体: 仙台市、(公財)仙台市産業振興事業団、仙台商工会議所、(株)日本政策金融公庫
(株)七十七銀行、(公財)せんだい男女共同参画財団、仙台市市民活動サポートセンター

テーマ: 起業家・企業が知っておくべき人材採用の留意点

セミナー1 13:15～14:00

紛争予防のための採用に関わる基礎知識

採用は、企業と従業員との間の労働契約関係の始まりの段階です。企業には採用の自由がありますが、従業員の権利との関係で注意すべき点があります。また、多くの企業では、新入社員に対し、採用内定を出し、その後正式入社という流れをとっていると思われます。しかし、採用内定の法的な意味が理解されないまま、安易な内定取消が行われる事例も存在しており、紛争の原因となることがあります。

そして、多くの企業では、従業員の採用後、その適格性を判断するために試用期間を設けています。試用期間の法的意味を理解し、裁判例の考え方を知ることによって、試用期間に関する紛争を避け、労働契約関係を円満に構築することに繋がります。

今回は、紛争予防のための採用に関わる基礎知識を裁判例、雇用指針などに基づいて解説いたします。

項目

- 採用の自由とは
- 採用内定・取消の注意点
- 試用期間の基礎知識
- 試用期間に関する裁判例の概観



講師紹介

講師: 浅倉 稔雅 弁護士

所属事務所において、多くの顧問先企業から労務問題の相談を受けております。最近では、セミナーで講師を務めることが多く、幅広く労務管理の基礎知識の講義を行い、紛争予防・解決のための知識をお伝えすることに力を入れています。

セミナー2 14:05～14:50

採用・内定と試用期間における労務管理実務

「企業はヒトなり」。企業成長に「人材」を欠かすことができません。

労務管理は募集行為から始まるとされており、その初期段階である、採用業務と試用期間の運用を適正に実施するということは、労使紛争の予防、ひいては企業の健全な発展に寄与することは間違いのないと思います。

雇用トラブル件数が高止まりしている近年、採用、内定、試用期間をめぐってこのようなトラブルが発生しています。

- 新卒採用担当者が何気なく質問したことに学校、PTAから苦情が…。
- 内定者に犯罪歴があることが分かったけれど採用を取り消せるか…。
- 能力不足を理由に解雇したら損害賠償を請求された…等々。

採用選考時に企業が注意しなければならないこと、内定通知書の効果と実務、試用期間を適正に実施する為の就業規則の制定、試用期間中労働者への対応など、事例を交えながら説明いたします。

項目

- なぜ採用が必要なのか
- 面接試験、聞いてはいけないこと
- 内定通知書作成実務
- 試用期間の制定と運用



講師紹介

講師: 大江 広満 特定社会保険労務士

6名の社労士を擁する社会保険労務士法人めぐみ事務所の代表。豊富な実績を通じて得た知識と情報を活用し、月3、4件のセミナー・講演を行っています。

仙台市 雇用労働 相談センター とは

働き方に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!

雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。

新規開業直後の企業や海外からの進出企業などが、雇用のルールを的確に理解し、個別労働関係紛争を生じることなく事業展開できるよう、各種相談サービスを提供します。

FAXでのお申し込みはこちら FAX.022-267-5632 (仙台市雇用労働相談センター宛)

貴社名		役職	
参加者様ご氏名	参加者()名	E-mail	
ご住所(所在地)		T E L	

◎雇用契約書・就業規則・36協定届 無料診断会にお申込みの方は下欄にご記入をお願いします。

☐参加します ☐参加しません ☐当日都合で無理だが後日希望(希望日時→ 月 日 時頃)

*平日の9時～17時の中で、希望日時のご調整が可能です。 ※申込書に記入いただいた個人情報につきましては、本セミナーの参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

お申し込み
お問い合わせ

仙台市雇用労働相談センター (仙台市青葉区中央1-3-1 AER7階 アシ☆スタ交流サロン内)

TEL:070-3811-9119 / 070-3811-9120 (受付時間/平日9:00～17:00)

E-mail: info@sendai-elcc.jp ホームページ: http://sendai-elcc.jp/

仙台
特区